

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中之条町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

群馬県中之条町長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づいて、固定資産台帳を作成し、そこに登録した価格及び税額をもとにして、納税通知書を作成し、納税義務者に通知し徴収を行うとともに、未納者への督促及び滞納処分、犯則事件の調査等を実施し、事務の執行にあたる。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①固定資産税の納税義務者にかかる情報の調査(登録・抹消等) ②固定資産税の賦課決定・更正等(納税通知書等の発送) ③各種証明書等の発行 ④他の自治体等からの調査・他の自治体への調査等 ⑤固定資産税の未納・滞納にかかる管理・処理及び調査等 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。
③システムの名称	固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー 住登外者宛名番号管理機能 収納消込システム 滞納整理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税課税台帳ファイル 地方税電子申告情報ファイル 宛名情報ファイル 固定資産税賦課情報ファイル 土地情報ファイル 家屋情報ファイル 償却資産申告情報ファイル 償却資産物件情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1号 別表 第24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条 番号法第9条第2項に基づく中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年中之条町条例第38号)第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中之条町役場 総務課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8846
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中之条町役場 総務課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8846
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月25日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	人の手が介在する局面ごとに、以下のような対応事項を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合に行う、住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8] 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	判断の根拠 毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、研修が実施されているため。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 1 ③システムの名称	固定資産税システム、収納消込システム、滞納整理システム、統合宛名システム、中間サーバー、地方税電子申告支援サービス(eLTAX)	固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー 住登外者宛名番号管理機能 収納消込システム 滞納整理システム	事後	
令和7年3月25日	I 2. 特定個人情報ファイル名	固定資産税賦課情報ファイル、土地情報ファイル、家屋情報ファイル、償却資産申告情報ファイル、償却資産物件情報ファイル	固定資産税課税台帳ファイル 地方税電子申告情報ファイル 宛名情報ファイル 固定資産税賦課情報ファイル 土地情報ファイル 家屋情報ファイル 償却資産申告情報ファイル 償却資産物件情報ファイル	事後	
令和7年3月25日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1号 別表 第24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条	事後	
令和7年3月25日	IV8. 人手を介在させる作業		人の手が介在する局面ごとに、以下のような対応事項を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合に行う、住基ネット照会とは、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。	事後	
令和7年3月25日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策		判断の根拠 毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、研修が実施されているため。	事後	